

学校図書館での法教育の検討

—学校司書による図書委員会活動に対する支援を中心に—

吉田 稜（東村山市立東村山第一中学校〔学校図書館専任司書〕）

はじめに

学校図書館は、「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」¹とされ、設置が義務付けられている²。このような学校図書館を舞台に、その運営を題材とした法教育を展開することができるのではないかと考えた。

1. 研究の目的

発表者は「専ら学校図書館の職務に従事する職員」³である学校司書が学校図書館運営を通し、こどもに対して法教育的な要素を含む支援をおこなうことに、新たな法教育のアプローチの開発という面で一定の意義があると考えている。本研究は、学校司書とこどもとのかかわり、特に図書委員会活動に対する支援の実践を報告し、学校司書が学校図書館を題材にこどもの「法的なものの見方・考え方」をどのようにして育んでいくのか、そのあり方を検討するものである。

2. 学校司書の支援

(1) 支援① KPT法による反省の提案

毎月の図書委員会でおこなわれる活動の反省では、活発な意見交換がおこなわれていなかった。そこで、図書委員会担当の教員に振り返りのフレームワークである「KPT法」⁴を提案し、活動の反省に取り入れた。

(2) 支援② 反省に対する助言

「KPT法」を取り入れたことにより、生徒から挙げられる反省の数は多くなったが、挙げられた反省が過去に挙げられていたものと同様のものが多く、また、具体的な改善案が挙げられることは少なかった。そのため、問題が発生しないようにするための「予防」と問題が発生した後の「対応」の2つ視点から具体的な改善案を考えることを助言した。

(3) 支援③ 学校図書館を設置する目的を再確認

支援②の助言後、生徒から具体的な改善案が多数挙げられた。その中から、実際に取り組むものを選定するため、その基準として学校図書館を設置する目的を再確認した。その後、案の中から取り組むものについて、図書委員会全体で話し合い、決定した。

研究のまとめと課題

本活動を通して、図書委員の生徒に「自由」で「公正」な学校図書館をつくるという意識が見受けられたことから、一定の意義があったのではないかと考える。一方、学校図書館での法教育を模索するにあたっては、図書委員会活動以外の「学校図書館の利活用」の場面における法教育的な支援方法の提案や、学校司書の配置状況等が異なる他の学校図書館において同様の支援が可能であるのかを検討する必要がある。これらについては、今後の課題としたい。

¹ 学校図書館法1条

² 学校図書館法3条

³ 学校図書館法6条1項

⁴ 「Keep」「Problem」「Try」の3つの視点から振り返る方法であり、各視点の頭文字から「KPT」とされる。天野勝『これだけ!KPT あらゆるプロセスを成果につなげる最強のカイゼンフレームワーク』18頁（すばる舎リンクージ、2013年）。